ヘ．発着なし　安曇野・静岡周遊
・中央自動車道西宮線の甲府南インターチェンジから駒ヶ岳スマートインターチェンジまで
・中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまで
・第一東海自動車道の富士インターチェンジから焼津インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新富士インターチェンジから島田金谷インターチェンジまで及び新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで及び六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
ト．発着なし　諏訪・静岡周遊
・中央自動車道西宮線の甲府南インターチェンジから諏訪湖スマートインターチェンジまで
・第一東海自動車道の富士インターチェンジから焼津インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新富士インターチェンジから島田金谷インターチェンジまで及び新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで及び六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
チ．発着なし　静岡・河口湖周遊
・中央自動車道富士吉田線の大月インターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから韮崎インターチェンジまで
・第一東海自動車道の足柄スマートインターチェンジから焼津インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから島田金谷インターチェンジまで及び新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで及び六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
・東富士五湖道路の全区間
リ．発着なし　八王子・諏訪周遊
・中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから諏訪湖スマートインターチェンジまで
・中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
・首都圏中央連絡自動車道の相模原愛川インターチェンジから八王子西インターチェンジまで
・東富士五湖道路の全区間
ヌ．発着なし　諏訪・焼津・島田金谷周遊
・中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから諏訪湖スマートインターチェンジまで
・第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジから焼津インターチェンジまで及び海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで
・中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで及び新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで及び新御殿場インターチェンジから島田金谷インターチェンジまで及び新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・首都圏中央連絡自動車道の海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまで及び海老名南ジャンクションから茅ヶ崎ジャンクションまで
・小田原厚木道路の全区間
・西湘バイパスの全区間
・東富士五湖道路の全区間
・新湘南バイパスの全区間
ル．中京圏発着　静岡・山梨周遊
・中央自動車道富士吉田線の大月インターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから瑞浪インターチェンジまで
・中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから岡谷インターチェンジまで
・第一東海自動車道の足柄スマートインターチェンジから三ヶ日ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから浜松いなさジャンクションまで、浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで及び新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで及び六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
・東富士五湖道路の全区間

⑸　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

Ⅱ．令和４年11月４日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」の変更
「企画割引の平日利用促進に関する社会実験」
⑴割引をする自動車に、
㋐　令和７年12月26日付けで公告した企画割引「2026静岡ドライブプラン」
㋑　令和７年12月26日付けで公告した企画割引「2026三重・愛知ドライブプラン」
㋒　令和７年12月26日付けで公告した企画割引「2026北陸ドライブプラン」
㋓　令和７年12月26日付けで公告した企画割引「2026岐阜ドライブプラン」
㋔　令和７年12月26日付けで公告した企画割引「2026山梨ドライブプラン」
を加える。

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和８年１月５日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和７年12月26日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　記〔８〕中「令和７年11月15日」を「令和８年１月５日」に改める。
２　別添２中
「都道首都高速１号線　芝　浦」を「都道首都高速１号線　芝　浦（ＥＴＣ）」に、
「都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線　千住新橋」を
「都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線　千住新橋（ＥＴＣ）」に、
「川崎市道高速縦貫線　殿　町」を「川崎市道高速縦貫線　殿　町（ＥＴＣ）」に改める。